

会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応 概要

2008年10月14日 (社)日本経済団体連合会

1. 会計基準の統一化を巡る各国の動向

国境を越えた投資活動の活発化
企業の事業展開・資金調達活動のグローバル化

金融資本市場のインフラの国際的調和
⇒会計基準の国際的統一化の流れが加速

日本

- 90年代から米国基準等を参考にコンバージェンス作業
- 2005年からは主にEUによる同等性評価への対応
- IFRSとのコンバージェンスの取り組み(東京合意)
- IFRSと同等と評価の見込み

EU

- EU市場統一により、2005年からIFRSを域内の連結統一基準として採用
- 他国の基準がIFRSと同等か否かの評価を実施

米国

- EUの動きに対応し2007年から外国企業にIFRSの適用を容認
- 2009年から一部の米国企業にIFRSの適用を容認
- 2014年から順次IFRS義務付け

カナダ、韓国、オーストラリア、中国、インド、など

IFRSを採用

国際会計基準(IFRS)が名実ともに
グローバル・スタンダードへ

*現在、EU諸国を含め世界約100カ国以上でIFRSを採用(予定)

2. わが国会計基準の方向性を検討する上での視点

日本の金融・資本市場の国際競争力強化
内外からの投資促進

企業のグローバル展開の基盤整備
資金調達円滑化、グループ経営のツール

わが国におけるIFRS採用を検討する必要

3. IFRS採用に向けたわが国の対応

(1) IFRSの採用を含むロードマップの作成

- 米国がIFRSの採用を示唆した今日、日本も国際的な潮流を勘案しつつ、IFRSの採用を含む今後のわが国会計基準のあり方の検討を加速し、具体的なロードマップを早急に作成すべき
- ロードマップには、わが国としてIFRS採用の前提条件となる課題を予め示すべき

(2) IFRS採用にあたっての経済界の考え

- IFRSの適用は当面の間、選択適用とする
- 将来的にIFRS適用を義務付ける場合には、その決定から最低でも3年程度の準備期間(前倒し適用可)を設ける
- 適用対象会社は、金融商品取引法上の上場会社とする
- 適用する財務諸表は、国際的な比較が求められる連結財務諸表とする
- 個別財務諸表への選択適用も検討すべき

4. IFRSの採用に伴う個別財務諸表の取扱い

(1) 金融商品取引法上は連結中心のディスクロージャーを徹底。個別財務諸表開示を抜本的に簡素化。

(2) 連結会計基準については、引き続きコンバージェンスを推進。
個別会計基準は、会社法・法人税法の基礎。非上場企業、中小企業にも配慮した適切な基準開発を継続。

5. わが国における今後の課題

(1) 人材育成・教育 (2) IFRS策定へのより積極的な参画・貢献 (3) 企業会計基準委員会(ASBJ)の機能強化 等

6. 今後の国際会計基準審議会(IASB)の活動についての期待

(1) 適切なガバナンスの確保

- 国際的な基準設定機関に相応しい、デュープロセスの遵守、経済界をはじめとする各界意見の尊重、十分な説明責任等

(2) 長期運営に耐える運営方法への見直し

- 効率的な組織運営の実施
- 日本における、より広く強制力を持つ資金調達方法の確立